

雇用保険制度に係る論点について

I. 当面の優先課題

1. セーフティネット機能の強化等について

(1) 給付の見直し

- 今後想定される離職者の増加等に備え、セーフティネットに万全を期す観点からの給付の見直しについて

(2) 適用範囲の見直し

- 雇用のセーフティネットとしてカバーする労働者の範囲の見直しについて

(3) 育児休業給付の見直し

- 育児休業給付の暫定措置のあり方について

2. 雇用保険料率について

- 平成21年度の失業等給付に係る雇用保険料率について

※ 平成20年10月30日に決定された追加経済対策において、国民の負担軽減の観点から、雇用保険料率について、平成21年度の1年間に限り0.4%までの幅(現行1.2%)で引き下げることについて検討、結論を得るとされたところ。

- 平成21年度の雇用保険二事業に係る雇用保険料率について

II. その他

- 平成19年1月9日の雇用保険部会報告において「今後の課題」とされた事項(65歳以降への対処等)について

雇用保険制度に係る当面の検討課題について

1. 当面の優先課題

1. セーフティネット機能の強化等について

【検討の視点】

- 現下の厳しい景気動向や、急速に悪化しつつある雇用失業情勢を踏まえ、今後想定される離職者の増加等に備え、セーフティネット機能の強化についてどう考えるか。
- 派遣、パート、契約社員等のいわゆる非正規雇用者が雇用失業情勢の悪化等の影響を深刻に受けることが考えられるが、こうした非正規雇用者をはじめとする離職者に対するセーフティネットについて、暫定的な対応を含め、どうすべきか。

(1) 給付の見直し

- 今後想定される離職者の増加等に備え、セーフティネットに万全を期す観点からの給付の見直しについて

【検討の視点】

- 非正規労働者に対するセーフティネット機能の強化の視点
契約更新がなされなかったため離職した有期雇用者等に対する受給資格要件等の取扱いについて、いわゆる倒産、解雇等による離職者（特定受給資格者）の扱いを勘案し、どう考えるか。
- 再就職が困難な場合の支援の強化の視点
基本手当の支給が終了しても再就職が困難な場合について、特に必要があると認められる一定の対象者については、個別に重点的な支援を行うことについてどう考えるか。
その際、離職者の年齢や雇用失業情勢の地域差等を考慮することにつ

いて、どう考えるか。

○ 安定した再就職に向けたインセンティブ強化の視点

安定した再就職に向けたインセンティブとして設けられている「再就職手当」や「常用就職支度手当」について、さらにインセンティブを高める仕組みとする方策について、どう考えるか。

(2) 適用範囲の見直し

- 雇用のセーフティネットとしてカバーする労働者の範囲の見直しについて

【検討の視点】

○ 非正規労働者に対するセーフティネット強化の視点

現在、雇用保険の適用については、「週所定労働時間20時間以上、1年以上の雇用見込み」という基準が設けられていることについて、どう考えるか。特に、1年未満の有期雇用者の中には、「1年以上の雇用見込み」の要件のために適用が受けられない者がいるが、こうした者に対するセーフティネットをどのように考えるか。

(3) 育児休業給付の見直し

- 育児休業給付の暫定措置のあり方について

【検討の視点】

○ 少子化対策としての要請や育児休業の定着状況等の視点

平成19年改正の経緯や、育児休業の定着、取得者の職場復帰の状況等も踏まえ、暫定措置を含めた制度の仕組みについて、どう考えるか。

※ 平成19年改正の経緯

育児休業給付(育児休業基本給付金、育児休業者職場復帰給付金)については、

平成22年3月31日までに育児休業を開始する者までの措置として、暫定的に育児休業者職場復帰給付金を休業前賃金の10%から20%に拡充し、全体の給付率を休業前賃金の50%に拡充しているところである。

2. 雇用保険料率について

○ 平成21年度の失業等給付に係る雇用保険料率について

※ 平成20年10月30日に決定された追加経済対策において、国民の負担軽減の観点から、雇用保険料率について、平成21年度の1年間に限り0.4%までの幅（現行1.2%）で引き下げることにについて検討、結論を得るとされたところ。

【検討の視点】

○ 「生活対策」における要請、雇用失業情勢の状況

昨年までの雇用失業情勢の改善傾向等を受け、平成19年度の決算後においては、積立金残高は約4兆8,800億円となったところであるが、現下の雇用失業情勢は急速に悪化しつつある。

その一方で、「生活対策」においては、家計緊急支援対策の一環として、国民（家計と企業）の負担軽減の観点から、雇用保険料の引下げを行うことについて検討・結論を得るとされたところ。

こうしたことから、平成21年度の失業等給付に係る雇用保険料率について、弾力条項による引下げ幅を超えて0.4%までの幅で引き下げることにについて、早急に検討する必要があるが、どのように考えるか。

○ 平成21年度の雇用保険二事業に係る雇用保険料率について

【検討の視点】

○ 雇用失業情勢、雇用安定資金残高の状況

積立金と同様の状況のもと、平成19年度の決算後においては、雇用安定資金残高は約1兆700億円となったところであるが、その一方で、急速に悪化しつつある雇用失業情勢の下で、雇用保険二事業による雇用対策を重点的に実施していくことが必要。

こうした状況も勘案し、平成21年度の雇用保険二事業に係る雇用保険料率について、弾力条項により引き下げることについて、どう考えるか。

II. その他

- 平成19年1月9日の雇用保険部会報告において「今後の課題」とされた事項（65歳以降への対処等）について

【検討の視点】

平成19年部会報告において「今後の課題」とされた事項（65歳以降への対処等）の議論については、今後の雇用失業情勢の状況を見極めつつ、引き続き検討していくこととするについて、どう考えるか。